

道立江差病院だより ☎0139-52-0036

診療科、曜日によって担当医が変わります。ご確認ください。

外来診療体制・5月の診療予定

総合診療内科	午前 月から金曜日(午前11時までの受付)
整形外科	午前 月、水、木、金曜日 午後 金曜日(午前、午後診療いずれも完全予約制)
循環器内科	午前 月から金曜日 (初診は月、火、木、金曜日。水曜日の再診は予約のみ) 午後 月、木、金曜日 (初診は月、金曜日。木曜日の再診は予約のみ)
消化器内科	午前 16日(金)、23日(金)(午前11時までの受付) 午後 16日(金)(完全予約制)、23日(金)(完全予約制)、29日(木)
呼吸器内科	午前 金曜日(午前11時までの受付) 午後 木曜日
神経内科	午前 9日(金)、16日(金)
総合診療(外科)	午前 火から木曜日
外科専門外来	午前 12日(月)(午前11時までの受付) 今年度から曜日変更になりましたので、ご注意ください。
小児科	午前 月から金曜日 午後 金曜日(午後3時～午後4時の受付)
泌尿器科	午前 月から金曜日 午後 木曜日
精神科	午前 月から金曜日(初診は完全予約制) 午後 月、火、水曜日(完全予約制)
産婦人科	午前 19日(月)、20日(火)、27日(火)(午前11時までの受付) 午後 19日(月)、26日(月)
耳鼻咽喉科	午前 8日(木)、13日(火)、14日(水)、22日(木)、27日(火)、28日(水) (午前11時までの受付) 午後 7日(水)、21日(水)
眼科	午前 15日(木)、29日(木) (予約以外の初診受付午前11時まで) 午後 14日(水)、21日(水)、28日(水) コンタクトレンズを希望する患者様へ当院で以前調整した患者様のみ対応いたします。眼鏡の処方、午後の診療受付になります。
皮膚科	午前 火曜日

診療日は予定であり変更になる場合もあります。

※診療受付時間

午前…8時00分～11時30分(初診の方は、9時00分～)

午後…1時00分～2時30分

予約受付時間(定期患者のみ) 午後1時00分～午後4時00分

<感染管理認定看護師 森山 めぐみさんに感染症についてお話を伺いました。>

Q1 コロナは、まだ手洗い・うがいなどの予防策が必要ですか？



A1 必要です。新型コロナウイルス感染症は感染症法上では5類になりましたが、病原性は変わらず、亡くなれる方もいます。自分自身だけではなく、大切な人を守るためにも予防策は必要です。

Q2 檜山でもコロナは流行っていますか？

A2 去年は、人の往来が多い時期のお盆やお正月に新型コロナウイルス感染症やインフルエンザが流行しました。今年も人との接触が増える時期には注意が必要です。

Q3 手洗いの方法や注意点は？

A3 指先を重点的に、**石けんで15秒以上**かけて洗うと効果的です。



新型コロナウイルス感染症に限らず、地球上にはたくさん人の感染症が存在しています。手洗いやうがいの予防に加え、**“よく食べて・よく寝て・よく笑って元気である”**ことも大切な予防策です。

感染症でお困りのことがあれば、いつでもお気軽にご相談ください。

★★★ 看護職員等募集のお知らせ ～ご連絡お待ちしております！～ ★★★

正職員：看護師・管理栄養士・薬剤師／会計年度任用職員：看護師・准看護師・看護助手・臨床工学技士

各種手当・有給休暇・院内保育所あり

勤務時間も相談可能(例：1日4時間で週3日 など)

問い合わせ先 総看護師長 山本



法テラス

●お問い合わせ 法テラス江差法律事務所
TEL 050-33383-5563

(第177号)

～共感②～

令和7年3月号の記事では、漫才コンビのネタの一部を取り上げて、U F JとU S Jの言い間違いに関するやり取りを示しました。具体的には、AがU S JとU F Jを言い間違えたのにもかかわらず、言い間違えていないと反論するものであり、Aが「さっき言い間違えたでしょう」という目で見ていたBに対し「俺が言い間違えたなら、何でこんな堂々としてられるわけ？」(発言①)とか「自分は、言い間違えをしていないことを理解してもらうために」漫才を見つけているお客さんに、俺が言い間違えたか聞いてみよう。(発言②)とか「その結果、言い間違えた」と認められた方が100万円払おう。(発言③)とか「親の顔をネットにさらそう。(発言④)などと言うものです。この言葉に面白さを感じる理由を尋ねたところで、前回の記事は終わりました。

今回は、この理由を示すところから始めます。その理由は、「経験則の使い方」です。発言①では、「言い間違えたなら、堂々とした態度をとることはできない。」(経験則)のにもかかわらず、Aは、堂々とした態度を見せています。発言②では、「言い間違えをした人は、自ら負け試合を選択するはずはない。」(経験則)のにもかかわらず、Aは、負け試合を選択しました。発言③④では、「負ける人は、リスクのある賭けに出ない。」(経験則)にもかかわらず、Aはリスクに直面する賭けに出ました。このように、Aは「自分は言い間違えをしていない。」ことを認めてもらうために必死になって、「言い間違いをしたのであれば、おおよそ選択しないような態度を示す」ことにしたのです。これによって、Aがあたかもまともな反論をしているかのような雰囲気を作り出していたので、この漫才を見ていた人の視線は、すべてAに集まったはずなんです。事実の見せ方(経験則を踏まえた事実に対する評価)によって、負け確定の人にも視線が集まるんですよ。(続く)

ご相談のご予約は、

050-33383-5563

までお願いいたします。

(法テラス江差)

弁護士 川口 智博

～南部松山衛生処理組合からお知らせ～

問い合わせ先：南部松山清掃センター

☎0139-53-6301

毎月第2・第4土曜日は施設休業日のため、施設へのごみの搬入はできません。

